

日医発第 631 号 (保 104)
平成 18 年 9 月 14 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 18 年 9 月 4 日厚生労働省告示第 480 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事・食品衛生審議会に報告の上承認を受けた報告品目（薬価基準既収載医薬品と同一成分の新規格および新剤形の医薬品）で、薬価基準に収載申請のあったエイズ薬 2 成分 2 品目を薬価基準の別表に第 10 部追補（6）として緊急的に収載したものです。

また、同日付保医発第 0904001 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、「インビラーゼ錠 500mg」及び「カレトラ錠」について、下記のとおり示されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 10 月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

（1）インビラーゼ錠 500mg

本薬剤の特殊性にかんがみ、本薬剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

（2）カレトラ錠

本薬剤の特殊性にかんがみ、本薬剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取

扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

以上

(添付資料)

1. 官報（平 18. 9. 4 第 4415 号抜粋）
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について
（平 18. 9. 4 保医発第 0904001 号厚生労働省保険局医療課長通知）

昭和三十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第一種郵便物認可 付録資料版（毎週水曜）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部
を改正する件（厚生労働四八〇）

○厚生労働省告示第四百八十号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬
価基準）（平成十八年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成十八年九月四日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 与謝野 馨

別表に第10部として次のように加える。

品名	第10部内	追用	補薬	規格	単位	薬価 円
(い)						
インビラーゼ錠				500mg	1錠	422.30
カレトラ錠					1錠	386.10

保医発第0904001号
平成18年9月4日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成18年9月4日付け厚生労働省告示第480号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりです。関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく製造販売承認を受けた報告品目であって、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬2品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
 - (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,713	3,794	2,583	37	14,127

- 2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について
 - (1) インビラーゼ錠500mg
本剤剤の特殊性にかんがみ、本剤剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(2) カレトラ錠

本製剤の特殊性にかんがみ、本製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価
1	内用薬 インビラーゼ錠500mg	メシル酸サキナビル	500mg 1錠	422.30
2	内用薬 カレトラ錠	ロピナビル・リトナビル	1錠	386.10